

第19回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート 3階
「ハーバーサーカス」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）
に対する業績連動型譲渡制限付
株式報酬に係る報酬決定の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分まで

富士石油株式会社

証券コード 5017

本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意は
ございません。ご理解賜りますようお願い申し上
げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業の概況等につき
ご報告申し上げます。

2021年6月

取締役社長

柴生田敦夫



目次

■ 第19回定時株主総会招集ご通知	……	2
■ 株主総会参考書類	……	6
第1号議案 剰余金の配当の件	……	6
第2号議案 取締役9名選任の件	…	7
第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く。） に対する業績連動型譲渡制限付 株式報酬に係る報酬決定の件	…	14
(添付書類)		
■ 事業報告	……	20
■ 連結計算書類	……	38
■ 計算書類	……	40
■ 監査報告	……	42

(証券コード 5017)
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号
富士石油株式会社
取締役社長 柴生田 敦夫

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、**株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットにより、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階「ハーバーサーカス」

本株主総会では、感染症拡大防止のため、座席間隔を広く取らせていただくことから、株主様にご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。また、次ページの株主様へのお願いも併せてご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案

剰余金の配当の件

取締役9名選任の件

当社取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により、本招集ご通知に記載した対応を変更・更新する場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>) にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、アルコール消毒液のご使用とマスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、会場受付でお申し出くださいますようお願いいたします。
- ・当社役職員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいませようお願い申し上げます。

◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」


したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日、当社役職員及び株主総会の運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意はございません。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵 送




同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限

**2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで**

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

議決権行使期限

**2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分まで**

「インターネットによる議決権行使のご案内」は次頁をご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使権 000000000000

富士石油株式会社 御中

※は、2021年6月25日開催の貴社第19回定時株主総会（総会）または臨時株主総会（臨時総会）において各議案につき、右記（賛否）の欄で賛否の表示を行ってください。

2021年 6月 日

議案	賛	否	賛	否
議案第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を表示いただき、2021年6月24日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる票を投じられる場合は「株主総会参考書類」に掲載の「議決権行使書の書き方」をご覧ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はしりがないようにご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下記URLをもとにスマートフォンで参加ください。議決権総数（アカウント）を6/24日午後5時30分までに開示ください。この場合、議決権行使権を行使される必要ありません。

※ 1404000000000010060 K1T-00000001#

インターネットと票用紙で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右欄を必ず書き添ってご提出ください。

富士石油株式会社

● こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1・3号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

※各議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

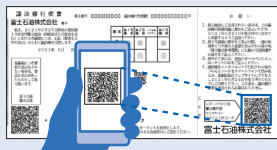


インターネットによる議決権行使のご案内

① QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

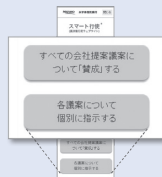
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを 読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使コード・パスワードを入力する方法でログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

② 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

検索

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「仮パスワード」は議決権行使書
用紙に記載されております。



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード
入力画面が出ますので、仮パスワードを入力し、その後パスワード
を変更してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⚠️ ご注意

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

▶ ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
☎️ **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

その他の株式事務に関するお問い合わせ先
☎️ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、中・長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しつつ、業績及び資金バランス等を勘案の上、安定的な配当の継続に努めるという当社の基本方針を踏まえ、当期の経営成績や次期の業績見通し等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額 772,174,790円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役12名全員の任期が満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため3名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任	しほ お 柴 生 田 あつ 敦 お 夫	代 表 取 締 役 社 長 取 締 役	100%
2	再任	やま もと しげ と 山 本 重 人	専 務 取 締 役 (業 務 部 担 当)	100%
3	再任	や 八 き 木 かつ のり 典	代 表 取 締 役 社 長 専 務 取 締 役 ケ 浦 製 油 所 長	100%
4	再任 社外取締役候補者 独立役員	せき 関 だい 大 すけ 輔	取 締 役	100%
5	再任 社外取締役候補者 独立役員	まつ むら とし き 松 村 俊 樹	取 締 役	100%
6	新任 社外取締役候補者 独立役員(予定)	ム ハ ン マ ド ・ シ ュ ブ ル ー ミ ー	—	—
7	再任 社外取締役候補者	ハーリド・サバーハ	取 締 役	100%
8	再任	やま もと たか ひこ 山 本 孝 彦	取 締 役 (総務部・安全環境室担当)	100%
9	再任	つ 津 だ 田 まさ ゆき 津 田 雅 之	取 締 役 (経 理 部 担 当)	100%

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>しほおた あつ お 柴生田 敦 夫 (1954年5月14日生)</p> <p>再任</p>	<p>1977年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 2003年 7月 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長 2005年 9月 独立行政法人日本貿易振興機構北京センター 所長 2008年 7月 独立行政法人経済産業研究所研究グループ上 席研究員 兼 経済産業省資源エネルギー庁エネ ルギー交渉官 2009年 7月 経済産業省貿易経済協力局長 2010年 7月 財務省関税局長 兼 税関研修所長 2012年 8月 退官 2012年11月 旧富士石油株式会社顧問 2013年 4月 同社代表取締役専務取締役 2013年10月 当社代表取締役専務取締役 2014年 6月 当社代表取締役社長（現）</p>	17,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 柴生田敦夫氏は、当社代表取締役専務取締役、当社代表取締役社長を歴任し、当社事業に関する高度な知見に基づき、事業運営全般を統括しております。また、わが国の経済及び産業の発展に長年携わっており、特にエネルギーの分野に関して高い見識を有しております。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>やま もと しげ と 山本 重 人 (1957年5月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年 4月 旧富士石油株式会社入社 2012年 7月 旧富士石油株式会社業務部長 2012年 7月 PETRO PROGRESS PTE LTD Director（現） 2013年 7月 旧富士石油株式会社理事業務部長 2013年10月 当社理事業務部長 2014年 6月 当社取締役業務部長 2014年 6月 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長（現） 2017年 6月 当社常務取締役 2020年 6月 当社専務取締役（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 PETRO PROGRESS PTE LTD Director （現在の担当） 業務部</p>	18,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 山本重人氏は、当社営業部門責任者、当社常務取締役、当社専務取締役を歴任し、当社事業に関する豊富な経験と実績を有しており、業務部担当取締役として、当社の原料調達・販売部門を統括しております。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>八木 克典 (1958年1月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年 4月 旧富士石油株式会社入社 2007年 6月 同社袖ヶ浦製油所生産技術部長 2011年 6月 同社袖ヶ浦製油所製造部長 2012年 7月 同社理事袖ヶ浦製油所製造部長 2013年10月 当社理事袖ヶ浦製油所製造部長 2014年 6月 当社取締役袖ヶ浦製油所副所長(製造部担当) 兼 製造部長 2017年 6月 当社常務取締役袖ヶ浦製油所長 2019年 6月 当社代表取締役常務取締役袖ヶ浦製油所長 2020年 6月 当社代表取締役専務取締役袖ヶ浦製油所長(現)</p>	19,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 八木克典氏は、当社製造部門責任者、当社常務取締役、当社専務取締役を歴任し、当社事業に関する豊富な経験と実績を有しており、袖ヶ浦製油所長として、製油所の運営全般を統括しております。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>関 大 輔 (1954年9月2日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>社外取締役在任期間 2年</p>	<p>1977年 4月 出光興産株式会社入社 2007年 4月 同社千葉製油所副所長 兼 千葉工場副工場長 2009年 6月 同社執行役員販売部長 2011年 4月 同社執行役員需給部長 2011年 7月 同社常務執行役員需給部長 2012年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員需給部長 2013年 6月 同社常務取締役 2014年 6月 同社代表取締役副社長 2018年 3月 昭和シェル石油株式会社(現 出光興産株式会社)社外取締役 2019年 3月 同上退任 2019年 6月 当社社外取締役(現)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 関大輔氏は、日本を代表するエネルギー企業の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>まつむらとしき 松村俊樹 (1953年3月5日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>社外取締役在任期間 2年</p>	<p>1975年 4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社</p> <p>2003年 6月 同社技術・経営企画室部長（経営計画）</p> <p>2005年 6月 住友化学株式会社ラービグ計画準備室部長</p> <p>2005年 8月 同社ラービグ計画推進室部長</p> <p>2005年12月 同社執行役員 ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー従事</p> <p>2009年 6月 広栄化学工業株式会社取締役 兼 企画室長</p> <p>2010年 6月 同社取締役執行役員</p> <p>2012年 4月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2013年 4月 同社取締役常務執行役員 兼 企画戦略室長</p> <p>2015年 4月 同社取締役専務執行役員 兼 企画戦略室長</p> <p>2016年 6月 同上退任</p> <p>2019年 6月 当社社外取締役（現）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松村俊樹氏は、日本を代表する素材関連企業における豊富な経験と見識、素材関連企業における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			
6	<p>ムハンマド・シュブルーミー (1987年12月19日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員(予定)</p>	<p>2011年 8月 サラマー法律事務所入所</p> <p>2014年 6月 ホシャイム法律事務所入所</p> <p>2017年 6月 サウジアラビア王国政府エネルギー大臣法務顧問（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） サウジアラビア王国政府エネルギー大臣法務顧問</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 ムハンマド・シュブルーミー氏は、中東産油国の政府機関における豊富な経験と知識を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことが、当社グループの事業を推進する上で有用であると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、国際的なエネルギー情勢等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p>ハーリド・サバーハ (1967年6月28日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>社外取締役在任期間 2年</p>	<p>1992年11月 クウェート石油公社入社 2009年 8月 同社船舶燃料油販売部長 2013年 9月 同社ナフサ/燃料油/LPG販売部長 兼 LNG交渉 委員会委員長 2017年 8月 同社企画部長 2017年10月 同社国際販売担当上級職員 (現) 2019年 6月 当社社外取締役 (現) (重要な兼職の状況) クウェート石油公社国際販売担当上級職員</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 ハーリド・サバーハ氏は、中東産油国の国営石油会社における豊富な経験と知識を有しており、当社の経営執行に対して社外の視点より助言をいただくことが、当社グループの事業を推進する上で有用であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、国際的な石油情勢及び販売等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			
8	<p>やま もと たか ひこ 山本孝彦 (1959年9月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>1983年 4月 旧富士石油株式会社入社 2014年 5月 当社袖ヶ浦製油所総務部長 2014年 6月 当社袖ヶ浦製油所副所長 (総務部・TPM推進 室担当) 兼 総務部長 2014年 7月 当社理事袖ヶ浦製油所副所長 (総務部・TPM 推進室担当) 兼 総務部長 2017年 6月 当社取締役 (現) (現在の担当) 総務部・安全環境室</p>	14,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 山本孝彦氏は、当社管理部門責任者、当社取締役を歴任し、当社事業に関する豊富な経験と実績を有しており、総務部及び安全環境室担当取締役として、総務部門の統括並びに製油所の安全操業及び環境負荷低減等に取り組んでおります。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	津田雅之 (1962年4月6日生) 再任	1985年 4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行） 入行 2012年 4月 株式会社日本政策投資銀行審査部長 2014年 6月 同行執行役員人事部長 2017年 6月 同行常務執行役員 2019年 6月 同上退任 2019年 6月 当社取締役（現） （現在の担当） 経理部	5,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 津田雅之氏は、当社事業に関する高度な知見に基づき、経理部担当取締役として経理・財務部門を統括しております。また、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高度な知見を有しており、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各社外取締役候補者の在任期間は、本総会終結の時をもつての状況であります。
2. ハーリド・サバーハ氏は、クウェート石油公社の国際販売担当上級職員を兼務しており、当社は同社との間に原油の購入等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主又は第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 関大輔氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者である出光興産株式会社の業務執行者となったことがあります。
6. ハーリド・サバーハ氏は、現在、当社の特定関係事業者であるクウェート石油公社の業務執行者であります。
7. 関大輔氏、松村俊樹氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしております。
8. ムハンマド・シュブルーミー氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届出をする予定です。

(ご参考)

当社は、多様な分野の知見、専門性を備えた取締役及び監査役を選任することで取締役会の実効性の確保を図っております。なお、本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の新陣容は以下のとおりであります。また、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

	役員	属性	性別	当社が期待する知見・経験					
				企業 経営	技術 製造	財務 会計	法務	営業 販売	国際
取締役	しほ 柴 生 田 かつ 敦 夫		男性	●			●		●
	やま 山 もと 本 しげ 重 と 人		男性	●				●	●
	や 八 ぎ 木 かつ 克 のり 典		男性	●	●				
	せき 関 だい 大 すけ 輔	社外 独立	男性	●				●	●
	まつ 松 むら 村 とし 俊 き 樹	社外 独立	男性	●				●	●
	ム ハ ン マ ド ・ シ ュ ブ ル ー ミ ー	社外 独立	男性	●			●		●
	ハーリド・サバーハ	社外	男性	●				●	●
	やま 山 もと 本 たか 孝 ひこ 彦		男性	●		●	●	●	●
つ 津 だ 田 まさ 雅 ゆき 之		男性	●		●		●	●	
監査役	いし 石 い 井 てつ 哲 お 男		男性	●		●	●	●	●
	いの 井 うえ 上 つよし 毅	社外 独立	男性	●		●			●
	ちから 力 いし 石 こう 晃 いち 一	社外 独立	男性	●				●	●
	さか 坂 もと 本 とも 倫 こ 子	社外 独立	女性	●			●		

第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第16回定時株主総会において、年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬と会社業績との連動性をより明確化することにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下「本制度」という。）を導入することといたしたく存じます。

本制度の導入につきましては、当社は取締役への報酬水準及び制度内容の適正性を確保するため、任意の指名報酬諮問委員会（独立社外役員を委員長とし、委員の過半数を独立社外役員で構成しています。）での審議を経ております。

本議案に基づき、対象取締役に対して本制度に従い支給される報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額3,300万円以内といたします。ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を直接的に支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役

会決議に基づき、本議案に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年16万5,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、別途取締役会で決定することといたします。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。概要を下記（3）に記載。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第19期事業報告33～35頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本制度の概要】

本制度は、当社の単年事業年度（以下「業績評価期間」という。）における、当社の取締役会が予め定める業績指標（当初は、当社の親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEを予定しております。）（以下「業績評価指標」という。）の達成度に応じて、対象取締役に対して、原則として業績評価期間終了後に、業績連動型譲渡制限付株式報酬として①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給し、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受ける制度です。

対象取締役に対する当社の普通株式の割当てあるいは当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。なお、本制度は業績評価指標の達成度に応じて当社の普通株式あるいは当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給するものであることから、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して、支給するか否か、割り当てる当社の普通株式の数及び当該普通株式を取得するための金銭債権の額はいずれも確定しておりません。

なお、当初の業績評価指標及び業績評価期間は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものいたします。

<ご参考：当初の業績評価指標及び業績評価期間>

業績評価指標	業績評価期間	本制度の構成比率
親会社株主に帰属する当期純利益	1年	70%
連結ROE	1年	30%

本議案がご承認された場合、当初の業績評価期間は、2021年4月1日から2022年3月31日の事業年度となり、達成すべき業績評価指標の水準は、親会社株主に帰属する当期純利益で75億円以上、連結ROEで10%以上といたします。

<本制度の具体的な仕組み>

(1) 割り当てる株式の数及び支給する金銭債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に割り当てる当社の普通株式の数を算定し、対象取締役に当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

- ① 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数
基準株式数（※1）×支給割合（※2）
- ② 各対象取締役に支給する金銭債権の額
（基準株式数×支給割合）×割当時株価（※3）
（※1）当社の取締役会において予め定めます。
（※2）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、0%～100%の範囲で、当社の取締役会において予め定めます。
（※3）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、決定いたします。

(2) 対象取締役に対する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

- ① 業績評価期間中及び業績評価期間終了後の最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為その他の不支給事由に該当しないこと
業績評価期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合又は対象取締役の役位が変更する場合には、各業績評価指標の達成度や当該取締役の在任期間に応じて割り当てる当社の普

通株式の数又は支給する金銭債権の額を合理的に調整した上で当社の普通株式を当社の取締役会の決議に基づき、発行又は処分いたします。

また、業績評価期間中及び業績評価期間終了後の最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間中对象取締役が死亡した場合には、当社の普通株式の発行又は処分はせず、金銭を支給するものといたします。当該取締役に支給する金銭の額は、対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数を当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、当該死亡した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得られる金額といたします。

なお、当社は、業績評価期間中及び業績評価期間終了後から本制度における当社の普通株式を発行又は処分する日までの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、本制度に基づく報酬を支給しないものといたします。

本制度に基づく①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、下記の譲渡制限付割当契約を締結することを条件といたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当日又は払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 退任時における取扱い

当社は、対象取締役が上記①に定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了又は死亡その他の正当な理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、対象取締役が、任期満了又は死亡その他の正当な理由により、上記①に定める

地位を退任した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

③ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

④ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員（従業員である執行役員は除く。）に対しても、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

■ 事業環境

期初1バレルあたり21ドル台で始まったドバイ原油価格は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞等により、4月下旬には13ドル台まで下落しました。その後はOPECプラスによる協調減産合意や経済活動再開の動きなどに伴う石油需給の引き締めりへの期待等により上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大による世界経済への停滞懸念等が上値を抑える展開となり10月までは概ね40ドル台前半で推移しました。その後、11月に入ると新型コロナワクチンの開発進展等により上昇基調となり、12月には51ドル台まで上昇しました。1月以降もOPECプラスによる協調減産の継続に加え、サウジアラビアによる自主的追加減産の実施等から上昇基調が継続し、3月末には63ドル台となりました。この結果、期中平均では前期を15ドル下回る約45ドルとなりました。

一方、期初1ドル107円台半ばで始まった外国為替相場は、一時的に109円台まで円安が進んだものの、その後は米中関係悪化懸念、米国での新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした大規模な財政出動と超緩和的な金融政策等を受けて円高が進み、1月には102円台後半となりました。その後、米国経済の早期正常化期待を背景とした米国金利の上昇等を受けて円安が進行し、3月末は110円台後半で終了しました。この結果、期中平均は前期より約3円の円高となる約106円となりました。

石油製品の国内需要につきましては、ガソリンは外出自粛による乗用車走行距離の減少等により前期比92.1%、ジェット燃料は旅客輸送需要の減少等により前期比53.1%、軽油は貨物輸送量の減少等により前期比94.7%となり、いずれも前期を下回りました。一方で灯油は、記録的な暖冬であった昨年度に比べ、強い寒波による堅実な需要があったことから前期比106.4%となりました。この結果、燃料油総量としては、前期比93.8%の需要となりました。

■ 連結業績

このような事業環境のもと、当期の連結業績につきましては、売上高は、前期の小規模定期修理の影響が解消したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要減退に加え、原油価格が低位で推移したことを受けて販売価格が下落したことにより、前期を1,177億円下回る3,446億円となりました。

事業報告

損益につきましては、在庫影響（総平均法及び簿価切下げによるたな卸資産の評価が売上原価に与える影響）が87億円の原価押し下げ要因（前期は203億円の原価押し上げ要因）となったことに加え、国内石油製品市況の回復等により、営業損益は前期と比較して357億円増益となる70億円の利益となりました。経常損益は、前期と比較して370億円増益となる82億円の利益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、前期と比較して355億円増益となる65億円の利益となりました。

なお、当期の在庫影響を除いた実質ベースの損益については、営業損失相当額は16億円（前期比67億円改善）、経常損失相当額は4億円（前期比80億円改善）となりました。

■ 事業経過

（生産状況）

前期に実施した小規模定期修理の影響が解消したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要減少等により、原油処理量は、前期に比べ5.1%減となる6,742千キロリットルとなりました。なお、常圧蒸留装置の稼働率は、年度平均で81.2%となりました。

（単位：千キロリットル）

区 分	当 期	前 期	対前期比 (%)
原 油 処 理 量	6,742	7,107	94.9
半 製 品 繰 入 量	600	569	105.4
原 料 合 計	7,342	7,677	95.6
製 品 生 産 合 計	6,982	7,339	95.1

(販売状況)

当社の当期における石油製品及び石油化学製品等の販売数量につきましては、前期に実施した小規模定期修理の影響が解消したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要減少等により、前期に比べ3.4%の減少となる7,140千キロリットルとなりました。油種別では、需要減少の影響を特に大きく受けて、ガソリンは前期比7.5%、ジェット燃料は同32.7%の減少となりましたが、灯油は同16.5%、軽油は同5.2%、ベンゼン・キシレンは同2.4%の増加となりました。

(単位：千キロリットル)

油種	当 期	前 期	対前期比 (%)
ガソリン	2,009	2,172	92.5
ナフサ	326	300	108.6
ジェット燃料	552	820	67.3
灯油	502	431	116.5
軽油	1,679	1,596	105.2
A重油	275	309	88.8
C重油	36	147	24.4
ベンゼン・キシレン	445	435	102.4
その他	1,317	1,184	111.3
販売合計	7,140	7,393	96.6

(企業理念に基づく事業活動への取り組み)

当社は、「エネルギーの安定供給」、「安全の確保と地球環境の保全」、「ステークホルダーとの共存共栄」、「活力に満ちた働きがいのある職場」を企業理念として掲げております。本理念に基づき、当社は事業を通じて社会に貢献しながら持続的成長を目指すとともに、環境負荷の低減活動と地域社会への貢献活動、企業統治向上のための体制づくりにも日頃より鋭意取り組んでおります。

○安全の確保とエネルギーの安定供給

袖ヶ浦製油所では、安全衛生・保安管理システムによる安全への取り組みの継続的な改善を実施しております。当期は、NPO法人保安力向上センターによる保安力評価を実施し、第三者の視点により抽出された課題について、優先順位をつけ対応しました。また、IoT等の先進技術を活用し、自主保安の高度化にも取り組んでおります。

自然災害への備えにつきましては、巨大地震等に対する事業継続計画に基づく訓練や設備の耐震対策・非常用発電機の配備等を実施しております。また、近年多発する豪雨への対策とし

て、雨水を一時的に貯蔵するための専用タンクの増設を実施しました。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、従業員の健康を守るとともに、エネルギーの安定供給を堅持するため、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、感染動向を常に注視しながら、適時・適切な各種対策を実施しております。

○地球環境の保全

高効率なボイラー・タービン発電設備の設置など積極的な省エネルギー対策や省エネルギー活動を継続するとともに、環境負荷の低減として、燃焼時にCO₂を発生させないアンモニアのボイラー燃料としての使用の検討を開始しました。

さらに、冷却水を96%以上再循環使用する水資源節約、大気・水質汚濁防止及び産業廃棄物の減量化・再資源化にも取り組んでおり、2012年度に産業廃棄物最終処分率0%を達成して以降、これを継続しております。

○地域との共生

当社は、製油所の立地する袖ヶ浦市との関係において、同市の臨海地区清掃への参加や自主企画による地域清掃活動等の各種ボランティア活動を通じ、積極的にコミュニケーションを深めております。また、千葉県次世代エネルギーパークとして登録されており、次世代エネルギーに関する県民等の理解を増進するための見学や体験の取り組みに協力しております。加えて、同市と「災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定」を締結し、定期的に燃料供給訓練を実施するなど有事の際の地元地域への燃料供給にも備えております。

○働きがいのある職場実現に向けて

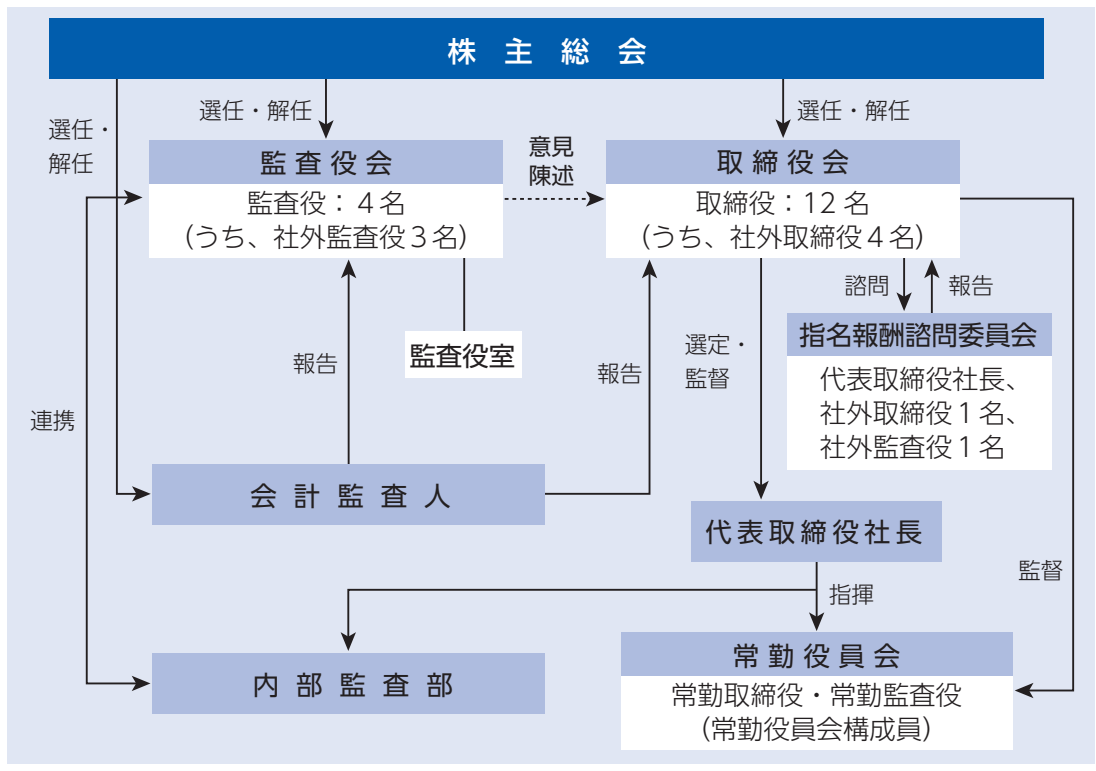
2019年度に導入した新人事制度に基づき、多様な人財が最大限能力を発揮できるよう人事制度改革に継続して取り組んでおります。

また、当期には教育・研修体系の再構築を進めるため、「人財育成方針」を策定するとともに、新組織として人財育成部を設置し、多様化が一層進む人財間における「コミュニケーション」をキーワードとして集中的な階層別研修等の新しいカリキュラムを実施しました。

○ガバナンス体制

取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外役員により構成し、また、独立社外役員を委員長とする指名報酬諮問委員会を設置し、当社業績に連動した役員報酬制度を同委員会において審議した上で導入しております。取締役の指名・報酬に関する議案の原案等については、同委員会における審議を経た後、取締役会の決議により決定します。

【参考】 当社のコーポレートガバナンス体制



(グループの動き)

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

PETRO PROGRESS PTE LTDはシンガポールに本拠を置き、当社の重要な海外拠点として、引き続き、原油及び石油製品の調達、販売等の営業活動を行っております。

日本オイルエンジニアリング株式会社は、主たる事業としての石油・天然ガスの開発・生産分野でのエンジニアリング・コンサルティング事業に加え、二酸化炭素を利用した原油の増進回収 (CO₂-EOR) 及び二酸化炭素の回収貯留 (CCS) 技術、地熱発電等に関するエンジニアリング・コンサルティング事業を通じて低炭素社会の実現に向けた取り組みも行っております。なお、当社は2021年3月31日に同社を直接子会社としました。

2. 設備投資の状況

当期は、製油所施設等に41億円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金及び自己資金等により賄いました。

3. 資金調達の状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりです。原油価格の低下等を理由に短期借入金が減少したことや長期借入金の返済が進んだことから、有利子負債残高は前期末比で166億円減少し1,105億円となりました。

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増減	当期末残高
長期借入金	43,086	△6,663	36,422
短期借入金	83,953	△9,903	74,050
計	127,040	△16,566	110,473

(注) 長期借入金の当期末残高には1年以内返済予定額100億円を含んでおります。

4. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済危機（コロナショック）により2020年の世界の石油需要は、2019年の全需要の10%に相当する日量約9百万バレルの減少となりましたが、先進国を中心とするワクチン接種の進展や各国の経済対策等を受けて早期の景気回復が期待されており、世界の石油需要もコロナショックからの力強いリバウンドが予想されます。一方、中国、インド、中東を中心に、今後数年間の石油需要の増加量を上回る規模で最新鋭の大型製油所の新增設が同時期に計画されており、その進捗次第では一段と厳しい競争環境が想定されます。

また、現在研究が進められている脱炭素化技術にはコストなどの課題があり、多くが未だ開発・実証の段階であるものの、2050年カーボンニュートラルに向けた動きとして、電気自動車の普及やバイオ燃料、合成燃料、水素等への燃料転換が進み、中長期的には石油需要の一定程度の喪失が予想されます。

このような事業環境認識のもと、当社は2021年5月に、2021～2024年度の4年間を対象とする第三次中期事業計画を策定しました。

石油精製事業を巡る事業環境は国内石油需要減少等により年々厳しさを増しており、更に我が国においても2050年カーボンニュートラルに向けた動きが本格化する中、当社においては収益の安定的拡大と環境負荷低減の両立を図るため、(1) 石油精製事業の更なる基盤強化、(2) 脱炭素社会に向けた取組強化を基本方針とし、本中期事業計画期間中に以下の課題に注力してまいります。

① 稼働信頼性の維持・強化

ドローンによる点検やIoT、AI等のデジタル技術を最大限活用することにより、装置に係る運転管理・保全の一層の高度化を推進してまいります。

② コスト競争力の強化、競争優位の確立

更なる精製コストの削減、エネルギー効率の改善、原料調達を含む生産最適化、高付加価値製品の増産に向けた設備改良、本社コストを含めた総経費の合理化等を進めコスト競争力を更に強化してまいります。

また、長足に進展するデジタル技術の最大限の導入・活用を更に図るとともに、業務フローの抜本的見直しと必要な組織の再編、2019年度に刷新した新人事制度の最適運用、人財育成の取組強化等により競争優位の土台となる人財・組織面での一層の変革を図ります。

③ 製油所の徹底した環境負荷低減

省エネルギーは収益性の改善と同時に製油所のCO₂排出量の低減に最も確実に寄与することから、従来の取り組みを一層深化・加速させ、製油所の低炭素化を推進してまいります。

また、バイオETBEを配合したガソリンの供給といった従来の取り組みに加え、アンモニアのボイラー燃料としての使用検討等、環境負荷に配慮した製品の供給や燃料の使用にも取り組んでまいります。

④ 脱炭素ビジネスの追求

我が国政府の目標である2050年カーボンニュートラルを踏まえ、現在研究開発を進めている次世代バイオ燃料については2020年代半ばの供給開始を目指すほか、CO₂フリー水素、合成燃料など当社の既存インフラ・知見が活用できる脱炭素技術については、まずは様々なステークホルダーとの連携を通じて積極的に追求していくことで脱炭素社会への貢献を果たしてまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高 (百万円)	423,772	541,640	462,364	344,612
経常利益 (百万円)	8,633	3,599	△28,777	8,293
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,945	2,896	△29,058	6,528
1株当たり当期純利益	103円11銭	37円59銭	△377円7銭	84円72銭
総資産 (百万円)	291,878	299,144	245,504	253,007
純資産 (百万円)	69,856	71,536	41,297	48,188

- (注) 1. 表中の△は損失を表しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。
- 第16期…大規模定期修理等の影響により販売数量が減少したものの、原油価格の上昇を受け販売価格が上昇したことなどにより、売上高は前期を上回りました。また、在庫影響による原価の押し下げ要因が前期と比較して小幅にとどまったことや大規模定期修理の影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。
- 第17期…大規模定期修理を実施した前期に比べ販売数量が増加し、売上高は前期を上回りました。一方、2018年10月に発生した袖ヶ浦製油所における停電事故の影響及び第3四半期中の石油製品市況の一時下落により販売マージンが悪化したこと、並びに在庫影響による原価押し下げ要因が前期と比較して小幅にとどまったことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。
- 第18期…小規模定期修理等の影響により販売数量が減少したことや、原油価格の下落を受け販売価格が下落したことなどにより、売上高は前期を下回りました。また、第4四半期中の石油製品市況の急激な下落により販売マージンが悪化したこと、並びに、2020年3月の原油価格暴落に伴い在庫影響による多額の原価押し上げ要因が発生したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。
- 第19期…前記「I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

6. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
富士石油販売株式会社	100 ^{百万円}	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富士臨海株式会社	10 ^{百万円}	85.0	海上防災、原油・石油製品の入出荷、産業廃棄物の収集運搬、太陽光発電
アラビア石油株式会社	100 ^{百万円}	100.0	石油開発プロジェクト関連の資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	600 ^{百万円}	100.0	石油・ガス・その他エネルギーの開発・生産・環境対応に関するエンジニアリング、コンサルティング
東京石油興業株式会社	120 ^{百万円}	(100.0)	道路舗装用アスファルト合材の製造・販売、道路舗装材等の産業廃棄物処理による再生
株式会社ペトロプログレス	100 ^{百万円}	100.0	原油・石油製品の調達、販売等
PETRO PROGRESS PTE LTD [ペトロ・プログレス・ピーティーイー・リミテッド]	34 ^{百万シンガポールドル} 733 ^{千米ドル}	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売

(注) () は、当社の間接出資比率です。

7. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

事業報告

8. 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都品川区
		袖ヶ浦製油所		千葉県袖ヶ浦市
富士石油販売株式会社	本	社		東京都品川区
富士臨海株式会社	本	社		千葉県袖ヶ浦市
アラビア石油株式会社	本	社		東京都品川区
日本オイルエンジニアリング株式会社	本	社		東京都中央区
東京石油興業株式会社	本	社		東京都品川区
株式会社ペトロプロGRESS	本	社		東京都品川区
PETRO PROGRESS PTE LTD	本	社		シンガポール

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
704名	26名増

10. 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残額
株式会社みずほ銀行	28,726
株式会社三井住友銀行	16,843
株式会社三菱UFJ銀行	14,815
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	14,738
株式会社日本政策投資銀行	12,044
三井住友信託銀行株式会社	11,985

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 78,183,677株
 (3) 株主数 12,874名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 J E R A	6,839.9	8.85
ク ウ ェ ー ト 石 油 公 社	5,811.3	7.52
サ ウ ジ ア ラ ビ ア 王 国 政 府	5,811.3	7.52
出 光 興 産 株 式 会 社	5,144.0	6.66
住 友 化 学 株 式 会 社	5,051.6	6.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,301.6	4.27
日 本 郵 船 株 式 会 社	2,750.8	3.56
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,274.8	2.94
ENEOSホールディングス株式会社	1,350.0	1.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,327.4	1.71

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式 (966.1千株) を除いて計算しております。
 2. 持株数につきましては、単元未満の株式を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
柴生田 敦 夫	代表取締役社長	
八木 克典	代表取締役	袖ヶ浦製油所長
山本 重人	専務取締役	業務部担当 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 PETRO PROGRESS PTE LTD Director
関 大輔	取締役(社外)	
松村 俊樹	取締役(社外)	
ムハンマド・ファハド	取締役(社外)	サウジアラビア王国政府 エネルギー省法務局法務監督官
ハーリド・サバーハ	取締役(社外)	クウェート石油公社国際販売担当上級職員
寺尾 健一	取締役	人事部・人財育成部担当
山本 孝彦	取締役	総務部・安全環境室担当
川畑 尚之	取締役	技術部・生産管理部担当
岩本 巧	取締役	企画部担当 日本オイルエンジニアリング株式会社取締役
津田 雅之	取締役	経理部担当
石井 哲男	常勤監査役	
井上 毅	監査役(社外)	
力石 晃一	監査役(社外)	日本郵船株式会社アドバイザー 株式会社村上開明堂取締役(社外)
坂本 倫子	監査役(社外)	岩田合同法律事務所パートナー弁護士 株式会社あらた監査役(社外)

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の地位の異動は以下のとおりです。
- ・取締役八木克典氏は、代表取締役常務取締役であったところ、2020年6月25日付で代表取締役専務取締役となりました。
 - ・取締役山本重人氏は、常務取締役であったところ、2020年6月25日付で専務取締役となりました。
2. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・監査役井上毅氏は、2020年6月24日付でトピー工業株式会社取締役(社外)を退任しました。
 - ・監査役坂本倫子氏は、2020年6月25日付で株式会社あらた監査役(社外)に就任しました。
3. 取締役関大輔氏、松村俊樹氏、ムハンマド・ファハド氏、監査役井上毅氏、力石晃一氏、坂本倫子氏につきましては、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。当社の独立性判断基準は下記10をご参照ください。
4. 監査役井上毅氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株(持株比率7.52%)を保有する株主です。
6. クウェート石油公社は、当社株式5,811.3千株(持株比率7.52%)を保有する株主であり、当社とは原油の購入等の取引関係があります。
7. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株(持株比率3.56%)を保有する株主であり、当社とは原油タンカー備船等の取引関係があります。
8. 岩田合同法律事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
9. 当社と株式会社村上開明堂、株式会社あらた、トピー工業株式会社との間には、いずれも開示すべき特段の取引関係はありません。
10. 当社の独立性判断基準は以下のとおりです。
- 当社の社外役員本人又は近親者(配偶者、二親等内の親族又は同居の親族)が、現在又は就任前1年間において、次のいずれかの項目に該当する場合、当該社外役員は独立性に欠けると判断される。
- ① 社外役員本人について
 - a) 主要な取引先 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当社又は取引先の連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - b) 会計監査人 当社又は当社グループ企業の会計監査人である監査法人に所属する者
 - c) 弁護士等の専門家 直近に終了した事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払いを得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(当該報酬を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 - d) 主要な借入先 直近に終了した事業年度末における当社の借入額が、当社又は借入先の連結総資産の2%超の借入先又はその業務執行者
 - e) その他利害関係者 直近に終了した事業年度において、当社から年間1,000万円以上の寄付・融資等を受領した者(当該寄付・融資等を受領した者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 - f) 大株主 直近に終了した事業年度末において、当社の議決権の10%以上を保有する株主又はその業務執行者
 - g) 相互派遣 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、役員相互派遣企業の業務執行者
 - ② 社外役員の近親者について
 - a) 上記①のa)～g)のいずれかに該当する者
 - b) 当社又は当社グループ企業の役職員

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主又は第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補しております。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、及び被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償金及び争訟費用は上記保険契約によっても填補されません。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役及び監査役であります。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）に関する事項

○決定方針の内容の概要

各々の取締役が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保することを原則とします。

業務執行取締役の報酬は、当社グループの経営環境や業績を反映したものとし、中長期に亘る企業価値向上を進め、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、固定報酬と業績連動報酬の二つで構成します。固定報酬額は、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映し決定します。業績連動報酬額は、毎年度の連結決算において、利益等の業績連動指標に基づき一定の条件を満たした場合、金銭にて支給することとし、業績連動指標の達成度合いに基づく支給率並びに役位別比率により算出される付与比率に基づき決定します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、役位、業績責任の大きさに従って、業績連動報酬の付与比率が上がるものとします。代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申に従い、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。報酬の種類ごとの割合の目安は、業績連動報酬の付与比率が最大の場合、以下のとおりです。

役位	固定報酬	業績連動報酬
会長・社長・副社長	1	0.20
専務取締役・常務取締役	1	0.15
取締役	1	0.10

社外取締役の報酬は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみとし、個別事情を勘案した合理的な水準により決定します。

○決定方針の決定方法

代表取締役社長が作成した原案を指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月9日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

(ご参考)

2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、ご承認いただく内容とも整合するよう、決定方針の変更を予定しております。なお、変更後の決定方針の内容については、代表取締役社長が作成した原案を指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年5月10日開催の取締役会において決議しております。

○変更後の決定方針の内容の概要（予定）

変更後は、業務執行取締役及び委任型執行役員（※）（以下「業務執行取締役等」）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成します。

非金銭報酬は、中期事業計画等に基づき定める業績評価指標が一定の条件を満たした場合、譲渡制限付株式にて支給します。本譲渡制限付株式の数は、業績評価指標の達成度合いに基づく支給割合並びに基準となる株価に基づき計算します。

また、報酬の種類ごとの割合の目安は、業績連動報酬及び非金銭報酬の付与比率が最大の場合、以下のとおりです。

役位	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
会長・社長執行役員・副社長執行役員	1	0.20	0.10
専務執行役員・常務執行役員	1	0.15	0.10
執行役員	1	0.10	0.10

※当社は2021年6月25日付で執行役員制度を導入する予定です。

なお、上記以外の事項について変更の予定はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第16回定時株主総会において年額3億6,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち、社外取締役は5名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第16回定時株主総会において年額4,800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や成果の評価を行うには最も適しているとの判断のもと、代表取締役社長柴生田敦夫が、決定方針及び取締役会の委任決議に基づき取締役の個人別の報酬額の具体的内容（各取締役の固定報酬の額及び各業務執行取締役の業績連動報酬の額）を決定しております。

当該決定が適切にされるよう、代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の原案を諮問し答申を得た上で、当該答申に従って決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、本定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、各業務執行取締役等の譲渡制限付株式の数の決定についても、取締役会決議を経て代表取締役社長に委任予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	263 (17)	263 (17)	0 (0)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	46 (22)	46 (22)	0 (0)	4 (3)

(5) 業績連動報酬に関する事項

業務執行取締役は当社グループ全体の最終業績に責任を負うとの観点及び株主、社員等ステークホルダーの納得感を考慮し、業績連動報酬額の算定の基礎として、連結決算の親会社株主に帰属する当期純利益（在庫影響含む、以下「連結純利益」）及び連結決算の経常利益（在庫影響除く、以下「連結経常利益」）の二つの業績指標を選定しております。

業績指標の対象範囲は、連結純利益においては20～100億円、連結経常利益においては10～50億円であり、それぞれの指標に相当する支給率を比較して、低い方を採用することとし、当該支給率に、役位、業績責任に基づく役位別比率を乗じたものを、業績連動報酬の付与比率としております。業績連動報酬額は、役位別の固定報酬額に当該付与比率を乗じて計算しております。

なお、当事業年度を含む連結純利益及び連結経常利益の推移は、以下のとおりです。

区 分	第18期	第19期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
連結純利益（百万円）	△29,058	6,528
連結経常利益 （在庫影響除く）（百万円）	△8,475	△440

（注）業績連動報酬は、第18期に係る業績より導入しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

31-32ページの「Ⅲ 1.取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	主な活動状況
関 大 輔 （社外取締役） 〈独立役員〉	取締役会100%	エネルギー産業における経営者として豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、企業経営等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
松 村 俊 樹 （社外取締役） 〈独立役員〉	取締役会100%	素材産業における経営者として豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、企業経営等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。 また、任意の諮問委員会である指名報酬諮問委員会の委員を務め、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等に係る事項を審議しました。

事業報告

氏名	出席の状況	主な活動状況
ムハンマド・ファハド (社外取締役) (独立役員)	取締役会100%	中東産油国の政府機関における豊富な経験と知識を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、国際的な石油情勢等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
ハーリド・サバーハ (社外取締役)	取締役会100%	中東産油国の国営石油会社における豊富な経験と知識を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、国際的な石油情勢等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
井上 毅 (社外監査役) (独立役員)	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。 また、任意の諮問委員会である指名報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等に係る事項を審議しました。
力石 晃一 (社外監査役) (独立役員)	取締役会100% 監査役会100%	会社経営者としての豊富な経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
坂本 倫子 (社外監査役) (独立役員)	取締役会100% 監査役会100%	弁護士としての豊富な経験と法務に関する知見、金融機関及び本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。

(本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	133,505	流 動 負 債	157,285
現金及び預金	15,143	買掛金	21,982
受取手形及び売掛金	29,199	短期借入金	74,050
有価証券	200	1年内返済予定の長期借入金	10,046
たな卸資産	80,661	未払金	18,788
未収入金	3,564	未払揮発油税	17,674
その他の	4,736	未払法人税等	1,600
固 定 資 産	119,502	賞与引当金	327
有 形 固 定 資 産	99,236	その他の	12,815
建物及び構築物	13,242	固 定 負 債	47,533
油槽	3,085	長期借入金	26,376
機械装置及び運搬具	27,891	繰延税金負債	9,038
土地	51,542	退職給付に係る負債	1,421
建設仮勘定	2,875	役員退職慰労引当金	18
その他の	598	特別修繕引当金	2,339
無 形 固 定 資 産	805	修繕引当金	7,719
ソフトウェア	670	その他の	620
その他の	134	負 債 合 計	204,819
投資その他の資産	19,461	純 資 産 の 部	
投資有価証券	18,613	株 主 資 本	50,075
長期貸付金	717	資本金	24,467
退職給付に係る資産	39	資本剰余金	25,495
その他の	500	利益剰余金	1,543
貸倒引当金	△409	自己株式	△1,431
資 産 合 計	253,007	その他の包括利益累計額	△2,043
		その他有価証券評価差額金	498
		土地再評価差額金	1
		為替換算調整勘定	△3,194
		退職給付に係る調整累計額	651
		非支配株主持分	156
		純 資 産 合 計	48,188
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	253,007

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

(添付書類)

計算書類

監査報告

連結計算書類

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		344,612
売 上	原 価		333,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		11,454
営 業 利 益	営 業 外 収 益		7,098
受 取 配 当 金	受 取 替 差 益	46	
為 替 差 益	持 分 法 に よ る 投 資 利 益	94	
タ ン ク の 賃 貸 料	そ の 他	27	
営 業 外 費	支 払 利 息	2,777	
タ ン ク の 賃 借 料	そ の 他	211	
経 常 利 益	特 別 利 益	279	
特 別 利 益	特 別 損 失	1,380	2,241
固 定 資 産 売 却 益	特 別 損 失	211	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	そ の 他	648	
そ の 他	特 別 損 失		85
特 別 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	4	
そ の 他	減 損 の 損 失	77	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	3	241
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	111	
法 人 税 等 調 整 額	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	125	
当 期 純 利 益		3	8,137
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,519
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			75
			6,543
			14
			6,528

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	124,787	流 動 負 債	157,306
現金及び預金	7,814	買掛金	21,087
売掛金	27,953	短期借入金	74,830
商品及び製品	29,128	1年以内返済予定の長期借入金	10,046
原材料及び貯蔵品	51,519	リース負債	36
未収入金	3,655	未払金	19,228
前払費用	1,259	未払揮発油税	17,674
短期貸付金	37	未払法人税等	1,553
その他の他	3,420	未払費用	141
固 定 資 産	111,486	与引当金	△139
有 形 固 定 資 産	97,289	その他の負債	327
建物	4,478	固 定 負 債	47,397
油槽	3,085	長期借入金	26,376
構築物	8,392	リース負債	85
機械装置	27,402	繰上金負債	8,697
車両運搬具	1	退職給付引当金	1,741
工具、器具及び備品	233	特別修繕引当金	2,339
土地	50,709	修繕引当金	7,719
リース資産	111	繰上金負債	103
建設仮勘定	2,875	その他の負債	333
無 形 固 定 資 産	653	負 債 合 計	204,703
ソフトウェア	645	純 資 産 の 部	
その他の他	7	株 主 資 本	29,260
投 資 其 他 の 資 産	13,544	資本金	24,467
投資有価証券	943	資本剰余金	2,480
関係会社株式	12,078	資本準備金	2,480
長期貸付金	716	利益剰余金	4,110
その他の他	215	その他利益剰余金	4,110
貸倒引当金	△409	繰越利益剰余金	4,110
		自己株式	△1,797
		評価・換算差額等	2,310
		その他有価証券評価差額金	378
		土地再評価差額金	1,932
資 産 合 計	236,274	純 資 産 合 計	31,571
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	236,274

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

(添付書類)

計算書類

監査報告

計算書類

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		336,460
売 上 原 価		326,165
売 上 総 利 益		10,294
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,671
営 業 利 益		6,623
営 業 外 収 益		778
受 取 利 息	14	
受 取 配 当 金	315	
為 替 差 益	32	
タ ン ク 賃 貸 料	211	
そ の 他	204	
営 業 外 費 用		2,243
支 払 利 息	1,387	
タ ン ク 賃 借 料	211	
そ の 他	644	
経 常 利 益		5,159
特 別 利 益		1,096
関 係 会 社 株 式 受 贈 益	1,096	
特 別 損 失		235
固 定 資 産 除 却 損 失	109	
減 損 損 失	125	
税 引 前 当 期 純 利 益		6,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,869
法 人 税 等 調 整 額		40
当 期 純 利 益		4,110

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

富士石油株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田貴富 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士石油株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

富士石油株式会社
取締役会 御中有限責任あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出博男 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田貴富 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士石油株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人有限責任あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人有限責任あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人有限責任あずさ監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

富士石油株式会社 監査役会

常勤監査役 石井 哲 男 ㊟

社外監査役 井上 毅 ㊟

社外監査役 力石 晃 一 ㊟

社外監査役 坂本 倫 子 ㊟

以上

企業行動憲章 (2013年10月1日制定)

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

企業理念

エネルギーの安定供給
安全の確保と地球環境の保全
ステークホルダーとの共存共栄
活力に満ちた働きがいのある職場

■ 安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

■ 安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

■ 社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。

また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

■ 法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

■ 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

■ コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

■ 従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

■ 問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以上

株主総会会場

会場

東京都品川区東品川二丁目3番15号
 第一ホテル東京シーフォート3階「ハーバーサーカス」
 電話：03-5460-4411（代表）



※④番、⑤番乗り場は地上階です。

交通

東京モノレール | 「天王洲アイル駅」下車、中央口より徒歩4分

りんかい線
 (東京臨海高速鉄道) | 「天王洲アイル駅」下車、出口Aより徒歩8分

都営バス | JR品川駅（港南口）より
 ④番乗り場「天王洲アイル（循環）」行きバスまたは
 ⑤番乗り場「りんかい線天王洲アイル駅前」行きバス7分「天王洲アイル」下車

株主メモ

●事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

●定時株主総会

毎年6月下旬

●期末配当金受領株主確定日

毎年3月31日

●株主名簿管理人

●特別口座 口座管理機関

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

●株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

●郵便物送付先及び電話照会先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル：0120-288-324

●公告方法

電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

<http://www.foc.co.jp>

特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座*に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧ください。またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

*口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

富士石油株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル

TEL 03-5462-7761 FAX 03-5462-7815

ホームページアドレス <http://www.foc.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。